

時代とともに

第6回

大きく変わった審議会の機能

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎 泰彦 やまさきやすひこ

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。



政策にかかわる審議会では、通常、改正に向けて年末に審議のとりまとめが行われる。年金では、社会保障審議会の年金部会と企業年金・企業年金部会が12月25日に、それぞれ「議論の整理」をとりまとめ、これをもとに改正法案が策定され、今通常国会に提出された。法案は関係者のおおむね合意を得た事項を中心に策定され、大きく意見が対立した事項については、先送りされることが多い。

法案を国会提出する上で、かつては審議会の議を経ることが大きな制約条件になっていた。そのため、利害対立が激しい場合、審議会がミニ国会化し、事務局はいわゆる根回しという多数派工作に労力を割いたものである。しかし、今では状況が大きく変化した。政治主導の政策決定が標榜される中で、2001年の省庁再編にともなって、とかく「隠れ蓑」として批判されることがあった審議会も改組された。

厚生労働省の社会保障審議会において必置とされているのは、介護給付費分科会等の6つの分科会のみで、年金部会、医療保険部会、介護保険部会等の部会は任意に「置くことができる」ものになった。審議会抜きで法案を提出しても、手続きとしては何ら問題ない。実際に、2012年の被用者年金一元化法案は、民主党政権下で国会提出されものではあるが、実質的には小泉内閣時代に官邸・政治主導の水面下で準備されていたもので、審議会抜きの提案であった。

では、今の審議会とはどのような機能を果たしているのだろうか。多くの審議会委員は、表向きは有識者として任命されているが、実際には学者・研究者という学識者のほかに、関係する業界の利害を代表するような委員が任命されている。数の上では後者の方が上回ることも少なくない。そうすると全ての審議事項について満場一致という意見のとりまとめは考えられない。論点に沿って議論を整理し、その上でいくつかの選択肢なり、幅のある一定の方向性を提示することができれば十分ではないか。その後の政策決定過程は、利害調整を含めて政府与党の責任に委ねるべきなのである。

今日の審議会のいちばんの機能は、公開の場での開かれた勉強会、政策形成プロセスの透明化にあるように思う。国民的合意形成にも資するはずである。

私が勉強を始めた50年前のころ、社会保障の話題はマスメディアでは少なく、専門誌がほとんど唯一の情報源であった。社会保険でいえば、「社会保険旬報」「週刊社会保険」「社会保険：実務と法令」が代表的業界誌であった。今では、ほとんどの審議会が公開され、社会保障審議会では事前に資料がホームページに公開されている。また、この「年金広報」のように、ネット上の情報も豊富になった。

審議会の資料の分量にも驚かされる。厚生労働省のホームページにアクセスするだけでも、こなし切れないほどの情報を手にすることができる。情報の共有が合意形成に大きく寄与しているように思う。